

第
2
節

人がやすらぐ健康と
福祉にいだかれるまち

1 健康づくりの推進

(1) 政策の目標

心身ともに健康な生活が送れるよう的確な保健事業を展開するとともに、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

(2) 現状と課題

- 運動不足や食生活の偏りなどから、健康に不安を抱える人が増加傾向にあり、健康管理体制の強化が求められています。
- 平成20年度から医療保険者に特定健康診査*が義務付けられるなど、保険事業の充実が求められています。
- 高齢化が進み、市民一人ひとりの健康意識が高まるなか、各世代に応じた健康づくりの推進が求められています。

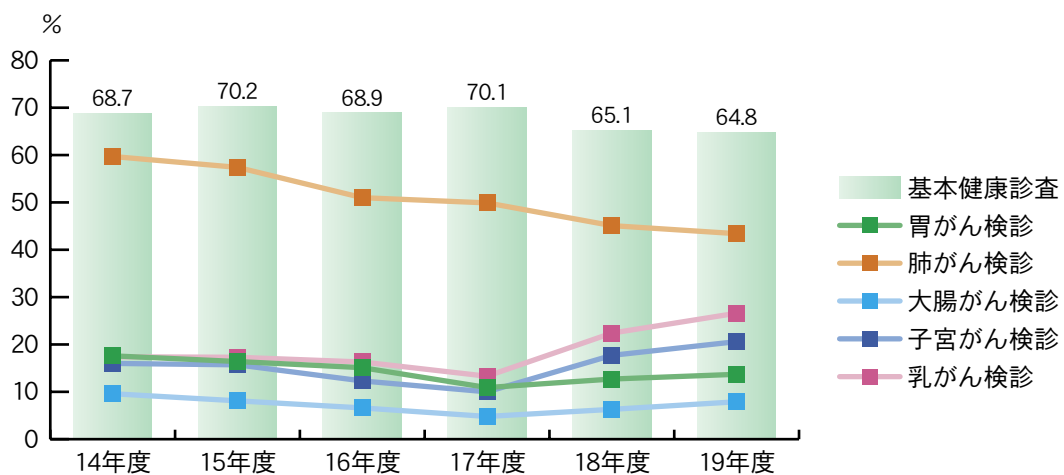


健康相談



食生活改善推進員活動

健康診査・がん検診の受診率推移



(健康福祉課資料)

(3) 施策の方向性

◎は重点プロジェクト

施策名	施策の内容
①健康管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師・管理栄養士等専門スタッフの充実 ●健康管理データの効果的な活用に向けたシステムの整備 ●保健・医療・福祉の連携の推進
②保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎がん検診・特定健康診査*受診率の向上 ◎ライフステージ*に応じた健康教育、健康相談等の充実 ◎介護予防や認知症予防に対する支援及び啓発の強化 ◎母子保健事業の充実 ●メタボリックシンドローム*予防に関する正しい知識の普及と情報提供 ●地域・職域における健康管理の指導及び啓発の強化 ●歯科保健に関する普及啓発の強化 ●不妊対策の推進
③心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎心のケアに関する啓発や相談・指導体制の充実 ●地域活動支援センターとの連携強化 ●福祉施策と連動した在宅精神障害者の支援体制の充実 ●地域における心のケア組織への支援 ●自殺予防の啓発
④健康づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎健康づくりボランティアの育成及び支援 ◎年齢や健康状態に応じた運動指導と運動機会の確保 ●健康づくりに関する情報の提供の充実 ●食生活改善グループなど地区組織活動の支援 ●健康づくりに関するニーズ調査の実施

(4) 期待する市民参加・市民と行政との協働

- 健康づくりボランティア活動への参加
- 市民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組（健康診断の受診、健康づくり活動への参加）



乳幼児相談会

(5) 目標とする指標

指標	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (30年度)	目標設定の考え方
肺がん検診受診率	40歳以上で他に検診機会のない住民の肺がん検診受診率	43.4% (平成19年度)	50.0%	死亡原因で最も多い「悪性新生物」のうち、部位別で最も多い肺がんを早期発見するため、国が示す50%以上の受診率目標を参考とする。
むし歯罹患率	3歳児健診(歯科)の罹患率	32.1% (平成19年度)	30%以下	「県民歯の健康プランの目標」に基づく数値目標を参考とする。

*特定健康診査:糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するために、メタボリックシンドロームに着目し、その該当者や予備群を減少させるための指導が必要な人を的確に選ぶために行うもの。

*メタボリックシンドローム:内臓脂肪型肥満と、糖質や脂質などの代謝異常または高血圧が合併した状態のこと。

2 地域医療体制の確立

(1) 政策の目標

身近なかかりつけ医の普及や医療機関相互の連携を図りながら、安心して質の高い地域医療体制の確立を目指します。

(2) 現状と課題

- 新医師臨床研修制度*の影響などによる医師不足や看護体制の充実に伴う看護師不足が続くなか、地域医療の充実に求められています。
- 高齢者世帯の増加や救急搬送件数が増加するなか、救急医療体制の充実に求められています。



北陸中央病院

砺波医療圏の状況

20年3月末現在

市町村別		病院数	病院 病床総数	病院病床数 対人口10万人	一般 診療所数	一般診療所 病床数	歯科 診療所数
小矢部市	平成14年度	7	697	2,030	17	19	12
	18年度	7	691	2,104	16	0	12
	19年度	7	691	2,090	15	0	12
砺波市		6	962	1,948	37	35	18
南砺市		6	834	1,453	34	61	17
砺波厚生センター管内		19	2,487	1,778	87	96	47

(富山県砺波厚生センター資料)

(3) 施策の方向性

◎は重点プロジェクト

施策名	施策の内容
①地域医療の充実	◎関係機関との連携による地域医療体制の整備 ●北陸中央病院の機能強化の促進 ●保健・医療・福祉の連携による在宅療養者へのケア体制の強化 ●要援護者の実態把握と見回り体制の強化 ●産科・小児科医の確保や看護師不足に対する取組の強化
②救急医療体制の充実	●北陸中央病院の機能強化による救急体制の充実 ●砺波医療圏における第二次救急医療体制の充実 ●消防と医療機関との連携による救急救命体制の強化 ●休日・夜間の診療体制の充実 ●在宅療養者などのデータ管理の一元化

(4) 期待する市民参加・市民と行政との協働

- 地域におけるひとり暮らし老人や高齢者世帯等の把握や見守り
- 地域における救急時の協力や応援

(5) 目標とする指標

指標	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (30年度)	目標設定の考え方
市内救急患者の 市内病院受入率	救急搬送者に対する 市内病院搬送者の 割合	52.6% (平成19年)	56.1%	救急搬送者の市内受入割合が 低下傾向にあるなか、市医師 会との協力を得ながら一次救 急医療体制の充実強化を図る ため、平成18年水準を目標と する。

* 新医師臨床研修制度：新人研修医が幅広い診療経験を積むために、2年間に内科や外科など7分野を順番に回って研修する制度のこと。2004年からの新制度では、研修医と病院の希望が合致すれば、研修医が自分で研修先を選べるようになった。

3 地域ぐるみ福祉の推進

(1) 政策の目標

市民一人ひとりが福祉や思いやりの心を培い、地域と福祉団体との連携のもとに様々な活動を進めながら、ともに支えあう福祉のまちを目指します。

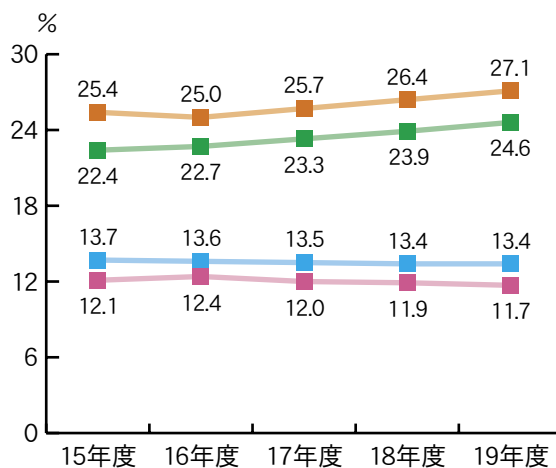
(2) 現状と課題

- 少子化社会の進展や人口減少社会が到来するなかで、福祉ニーズがますます多様化しており、「福祉の心」の醸成が求められています。
- サービス提供型社会から「支え合いと助け合いの社会」への転換が必要であり、地域福祉活動や福祉ボランティア活動の促進が求められています。
- 公共施設や商業施設のバリアフリー*化が進んでいるものの、高齢者や障害者も快適に暮らせるよう、一層、福祉のまちづくりの推進が求められています。



サマーボランティアスクール

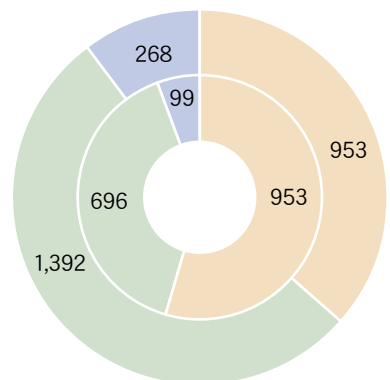
老年人口と年少人口の割合の推移



— 市年少人口 — 市老年人口
— 県年少人口 — 県老年人口

(市(市民課資料))
(富山県(富山県人口移動調査))

高齢者世帯の状況



■ 一人世帯 外円：人数
■ 夫婦世帯 内円：世帯
■ その他高齢世帯

(健康福祉課資料)

(3) 施策の方向性

施策名	施策の内容
①「福祉の心」の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●行政・福祉団体等の連携によるノーマライゼーション*等の福祉理念の啓発推進 ●学校教育や社会教育での福祉教育の推進 ●地域活動、学校教育等でのボランティア体験機会の拡充
②地域福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●「小矢部市地域福祉計画」の見直し・推進 ●市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動支援 ●民生委員児童委員、高齢福祉推進員の活動支援 ●要支援者の地域での見守り体制・緊急時支援体制の整備 ●地域での福祉活動の拠点整備 ●社会福祉活動団体・NPO*等による福祉活動への支援と協働の推進 ●富山型デイサービス*等を活用した総合的な地域福祉の推進 ●福祉サービス第三者評価の実施促進
③福祉ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンターの機能の強化 ●ボランティアニーズに対応した福祉ボランティアの育成及び的確な需給調整 ●ボランティアに関する情報提供及び相談体制の充実 ●福祉ボランティア活動の支援 ●ボランティア連絡協議会の支援
④福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害者等の災害時避難マップ作成、援護者の明確化等による地域支援体制の確立 ●ユニバーサルデザイン*による公共施設、商業施設等の整備推進 ●高齢者や障害者等が安全で利用しやすい公共交通体制の整備 ●福祉避難所の設置の推進

(4) 期待する市民参加・市民と行政との協働

- 地域住民の支え合いによる福祉のあり方の学習参加
- 援助が必要な地域住民に対する支援
- 福祉ボランティア活動への参加



喫茶ボランティア

(5) 目標とする指標

指標	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (30年度)	目標設定の考え方
福祉ボランティア活動を行っている人数	市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数	3,223人 (平成19年度)	3,550人	福祉活動の推進を目指すため10%の増加を見込む。

- * ノーマライゼーション：年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会参加でき、普通に生活を送ることができる社会が正常な社会であるという考え方のこと。
- * 富山型デイサービス：高齢者、子ども、障害者などが、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが一緒に住みなれた地域でデイサービスを受けることができるしくみのこと。
- * ユニバーサルデザイン：建築物や日常生活用品などの製品に高齢者や障害者の利用・使用を前提とした機能をはじめから組み込み、誰もが使えるように配慮されたデザインのこと。障壁の除去(バリアフリー)の考え方を更に進めたものといえる。

4 児童福祉の充実

(1) 政策の目標

子供の未来のために、地域みんなで子育てを支えあうまちづくりを推進します。



保育所もちつき会

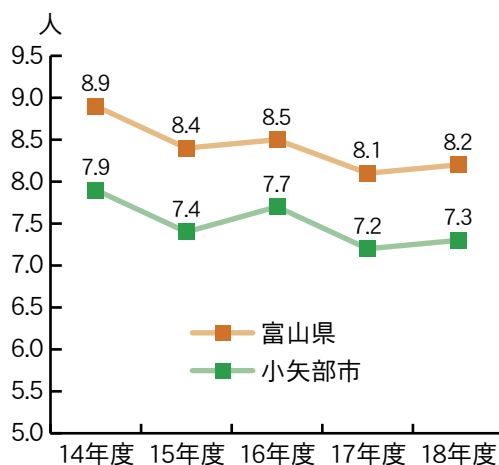
(2) 現状と課題

- 児童虐待や子どもへの不審な声かけなどが報道されるなか、子どもの権利擁護が求められています。
- 少子化、核家族化、就労形態の多様化などが進むなかで、子どもの健やかな育ちを支援する保育の充実、育児不安や子育て世帯の経済的負担の軽減を図る子育て支援の充実が求められています。
- 全ての子どもの可能性を育むことは大事であり、ひとり親等家庭への支援が求められています。



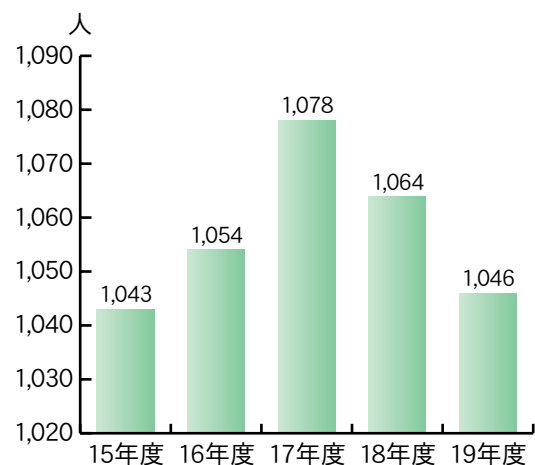
子ども家庭支援センター

人口千人当たりの出生率の推移



(富山県人口動態統計)

保育所(園)児数の推移



(社会福祉課資料)

(3) 施策の方向性

◎は重点プロジェクト

施策名	施策の内容
①子どもの権利の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携による児童が安全かつ安心して過ごせる地域社会づくりの推進 ●「小矢部市要保護児童対策連絡協議会」等による児童虐待等の防止・早期発見・迅速な対応の推進 ●学校・保育所・各公共施設等での安全管理・防犯対策の徹底 ●安全な遊び場の確保・整備
②保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎休日保育、一時保育*、延長保育*、病児病後児保育など、多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの充実 ●一人ひとりの子どもの発育・発達に応じ、その育ちを大切にした的確な保育の推進 ●改訂「保育所保育指針」に基づく保育の推進 ●保護者との信頼関係を築き、保護者の子育てを支援する保育の推進 ●地域の人々、福祉ボランティア等との連携による保育活動の拡充 ●適切な保育環境の形成充実に向けた保育所の統廃合・民営化及び大規模改修等の施設整備の推進 ●保育における「食育*」の推進 ●適切な保育士配置数の確保、保育士研修の拡充等による保育士の資質向上 ●公立・私立保育所（園）間の情報交換促進による市全体の保育内容の向上
③子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎こども医療費助成制度の推進 ◎家庭・地域の「子育て力」の向上に向けた取組の推進 ●ファミリー・サポート・センター*事業の推進 ●「放課後こどもプラン」による放課後児童クラブ事業・放課後こども教室事業等の充実 ●子ども家庭支援センターにおける育児サロン事業の推進 ●家庭児童相談員等による子育て相談の充実 ●地域、保育所、放課後児童クラブ等で活動する子育てボランティアの育成と連携の推進 ●乳幼児と高齢者や小中学生など様々な世代間交流の促進 ●総合保健福祉センターを核とした子育てや悩み事などの相談窓口の充実 ●児童クラブ、母親クラブ等の児童育成団体の活動充実 ●「小矢部市次世代育成支援行動計画」の見直し・推進
④ひとり親家庭等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●各機関・地域の連携によるひとり親家庭等の実情把握及び相談・指導・支援体制の充実 ●各種資金貸付制度等の有効活用 ●児童扶養手当制度等の社会保障制度や医療費助成制度等などによる生活の安定支援 ●母子自立支援員の活用、事業所・ハローワークとの連携などによる経済的自立の促進

(4) 期待する市民参加・市民と行政との協働

- 子どもを地域全体で育てる意識の向上と安全安心な地域づくり活動への参加
- 地域における子供たちとの交流事業への参加
- 子育て世代の多様な地域活動への参加による地域住民との交流
- 子育てボランティアとしての保育所・公民館事業等への参加
- 児童クラブ、母親クラブ等の児童育成団体の活動への参加

(5) 目標とする指標

指標	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (30年度)	目標設定の考え方
ファミリーサポートセンター* 利用実績(件数)	利用延べ件数	585件 (平成19年度)	640件	PRによる利用回数の増加 や利用者負担の低減化により 10%増を目指す。

- *一時保育：平常、保育所を利用していない家庭で、保護者が疾病・入院等で保育が困難な場合や育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため一時的に保育所で保育を受けるサービスのこと。
- *延長保育：通常保育時間（午前8時30分から午後4時30分までの8時間）を超えて、11時間以上の開所時間で保育することを延長保育という。
- *ファミリー・サポート・センター：地域において子供の預かり援助を行いたい人と援助を受けたい人が相互援助活動を行う会員組織のこと。

5 高齢者福祉の充実

(1) 政策の目標

高齢者が能力と経験を活かし、生きがいのある社会をつくとともに、生涯にわたり安心した生活が送れるサービスを提供します。

(2) 現状と課題

- 急速な高齢化が進み、市内の高齢者人口割合は、県内平均を上回っていることから、超高齢社会への対応が求められています。
- 長寿会活動や老人いきがいセンターでの学習・文化活動が活発に行われており、生きがい対策の充実が求められています。
- 高齢者の増加とともに、高齢者の生きがい活動は多様化しており、高齢者組織の育成が求められています。
- 高齢者一人ひとりが自らの意思で、暮らす場所を決めることができるよう、在宅サービス*の充実や施設サービス*の充実が求められています。

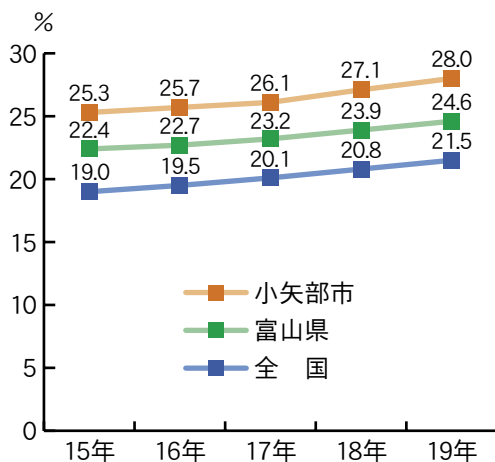


老人生きがいセンター



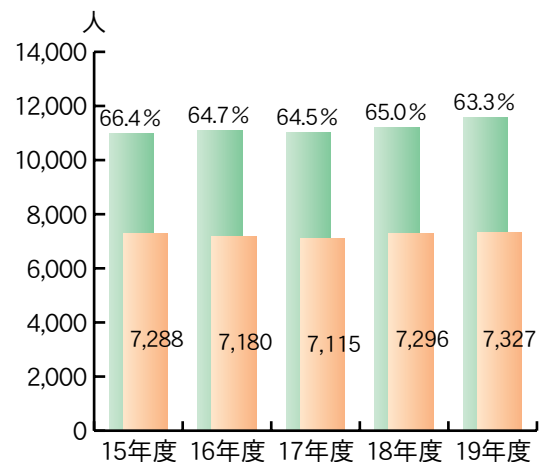
ふれあいきいきサロン

高齢化率の推移



市(市民課資料)
富山県(富山県人口移動調査)
全国(総務省資料)

長寿会(老人クラブ)会員数の推移



60歳以上人口 登録者数
※数値は、登録者率
(健康福祉課資料)

(3) 施策の方向性

◎は重点プロジェクト

施策名	施策の内容
①超高齢社会への対応	◎学習・スポーツ・ボランティア活動機会の拡充 ◎超高齢社会への総合的な体制づくり ●「小矢部市高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の見直し・推進 ●高齢期のライフプランづくりや健康づくりの推進
②生きがい対策の充実	●老人生きがいセンターにおける学習・文化活動の推進 ●高齢者の体力に応じた軽スポーツの普及推進 ●シルバー人材センターの活動の促進 ●ふれあいいきいきサロン事業の推進 ●保育所、学校及び地域での多様な交流機会の促進 ●生涯学習における高齢者人材の活用の促進 ●老人福祉センター及び高齢者健康交流センターの利用促進
③高齢者組織の育成	●長寿会の友愛訪問など高齢者相互の支え合い活動の促進 ●長寿会活動の支援 ●地域の高齢者による生活支援サービスの展開
④在宅サービス*の充実	●サービス事業者*との連携による介護サービスの充実 ●地域支援事業・介護予防事業の推進 ●介護保険施設等の在宅サービス機能の充実 ●地域包括支援センター*によるサービス調整や情報提供の充実 ●地域包括支援センター*による介護相談・高齢者虐待等総合相談・指導体制の強化 ●認知症ケア対策の推進
⑤施設サービス*の充実	●地域密着型サービスの整備促進（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・地域密着型特定施設入居者生活介護等）

(4) 期待する市民参加・市民と行政との協働

- 地域全体で高齢者を支える仕組みづくりへの参加

(5) 目標とする指標

指標	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (30年度)	目標設定の考え方
シルバー人材センター会員登録率	シルバー人材センター会員登録者の60歳人口に占める割合 (会員登録者数/60歳以上人口)	3.7% (平成19年度)	4.5%	高齢者の生きがいと収入増を兼ねた就労確保の場であるシルバー人材センターの活用を図り、会員登録率の増を目指す。
ふれあいいきいきサロン参加率	ふれあいいきいきサロンへの60歳人口1人当たりの年間延べ参加回数 (延べ参加者数/60歳以上人口)	1.4回/人 (平成19年度)	1.7回/人	地域の高齢者が自ら介護予防事業を展開しているふれあいいきいきサロンの団体を支援し、一般高齢者の介護予防の推進を図り、参加回数の増を目指す。

- *在宅サービス：自宅で生活を送る上で何らかの支援を要する寝たきり高齢者や虚弱な高齢者などに対して提供される保健・福祉サービス等のこと。
- *施設サービス：在宅生活に不安のある高齢者や、在宅生活が難しい高齢者などに対して、高齢者福祉施設において提供される、生活の場や介護サービスのこと。
- *サービス事業者：介護保険制度において、介護サービスを提供する事業者のこと。居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の3種類がある。
- *地域包括支援センター：公正・中立な立場から、地域における、①介護予防マネジメント、②総合相談・支援及び権利擁護、③包括的・継続的マネジメント（地域ケア支援）を担う中核機関として創設されたもの。

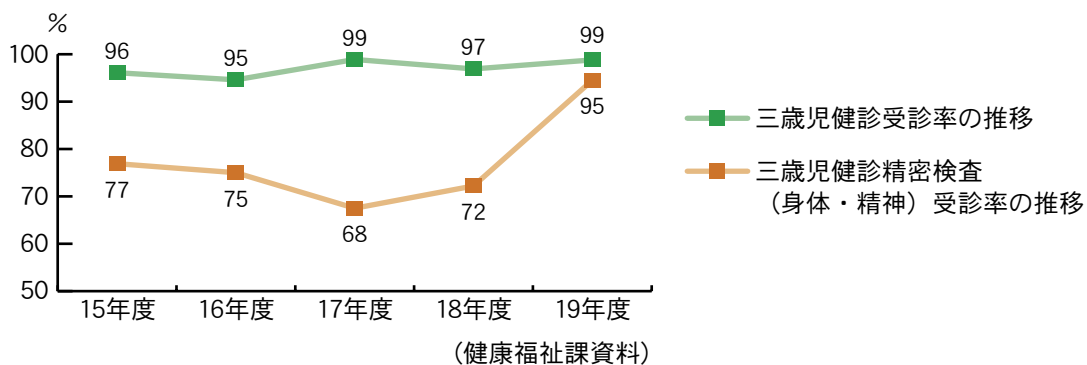
6 障害者福祉の充実

(1) 政策の目標

保健・医療・福祉の連携により支援し、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活ができる地域づくりを推進します。

(2) 現状と課題

- 障害のある人への正しい認識をより深め、障害のある人の権利の擁護が求められています。
- 乳幼児健診の受診率は増加傾向にあるが、障害の早期発見と対応の充実が求められています。
- 障害のある人も地域のなかで安心して暮らせるよう、障害者福祉サービス提供基盤の整備・充実と就労による自立と社会活動への参加促進が求められています。
- 平成18年度障害者自立支援法の施行により従来の制度が見直されたことから、障害者福祉の総合的な取組の推進が求められています。



障害者手帳所持者数の推移 (人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
身体障害者	1,598	1,603	1,589	1,570	1,563
療育手帳	152	161	167	175	179
精神障害者	64	90	98	102	103

(社会福祉課資料)

(3) 施策の方向性

施策名	施策の内容
①障害のある人の権利の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人に対する正しい認識を深めるための福祉教育の充実 ●「ノーマライゼーション[*]」の浸透に向けた行政・地域・福祉施設等の連携強化 ●相談支援体制の充実及び障害者自らによる自立・自己実現への意識向上の支援体制整備 ●地域移行への理解に向けた住民意識の啓発推進
②障害の早期発見と対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの多様な健康問題や障害の早期発見及び適切な対応に向けた関係機関の連携強化 ●健診時における専門職配置の充実と受診率の向上促進 ●発達障害等、多様化する障害についての正しい理解の促進と相談・支援体制の充実 ●必要な療育環境を提供できる体制づくりの推進 ●重症化を防止するための相談・指導・訓練等の保健事業の強化 ●特定健診・保健指導の実施による生活習慣病予防対策強化及び地域支援事業の実施による介護予防の推進
③障害福祉サービス提供基盤の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談・支援体制の強化 ●自立支援給付事業の的確な推進 ●地域生活支援事業の推進など、福祉サービス提供基盤の充実 ●グループホーム[*]等の「住まいの場」や就労継続支援等の「日中活動の場」の整備支援と地域住民の理解促進
④自立と社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●各機関・企業等の連携強化による就労指導、訓練機会の提供等を通じた就労の場の確保及び就労継続への支援 ●地域での日常生活や社会参加活動実施の支援 ●交流事業等や市民活動への参加促進やボランティアの活動支援及び人材育成 ●障害者団体の活動支援及び地域社会での交流機会づくりの推進
⑤障害者福祉の総合的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「市障害福祉計画」の見直し・推進 ●砺波地域の自治体との広域連携の推進 ●障害の状況に応じたきめ細かなバリアフリー[*]のまちづくりの推進及び関係機関の連携強化

(4) 期待する市民参加・市民と行政との協働

- 障害のある人に対しての正しい認識と自覚
- 障害者が地域で生活することへの地域住民の理解
- 地域活動やボランティア活動への積極的な参加

(5) 目標とする指標

指標	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (30年度)	目標設定の考え方
「日中活動の場」サービス利用者数	「日中活動の場」サービスを利用した延べ人日/年	延6,883人日/年 (平成19年度)	延30,000人日/年	障害福祉計画を踏まえて設定する。
グループホーム [*] 入居者数	グループホーム [*] に入居した障害者数	19人 (平成19年度)	28人	障害福祉計画を踏まえて設定する。

^{*}グループホーム：認知症のある高齢者や知的障害者が、家庭的な環境の中で共同生活を行い、入浴や食事などの介護、機能訓練などを受けることのできる居住の場のこと。

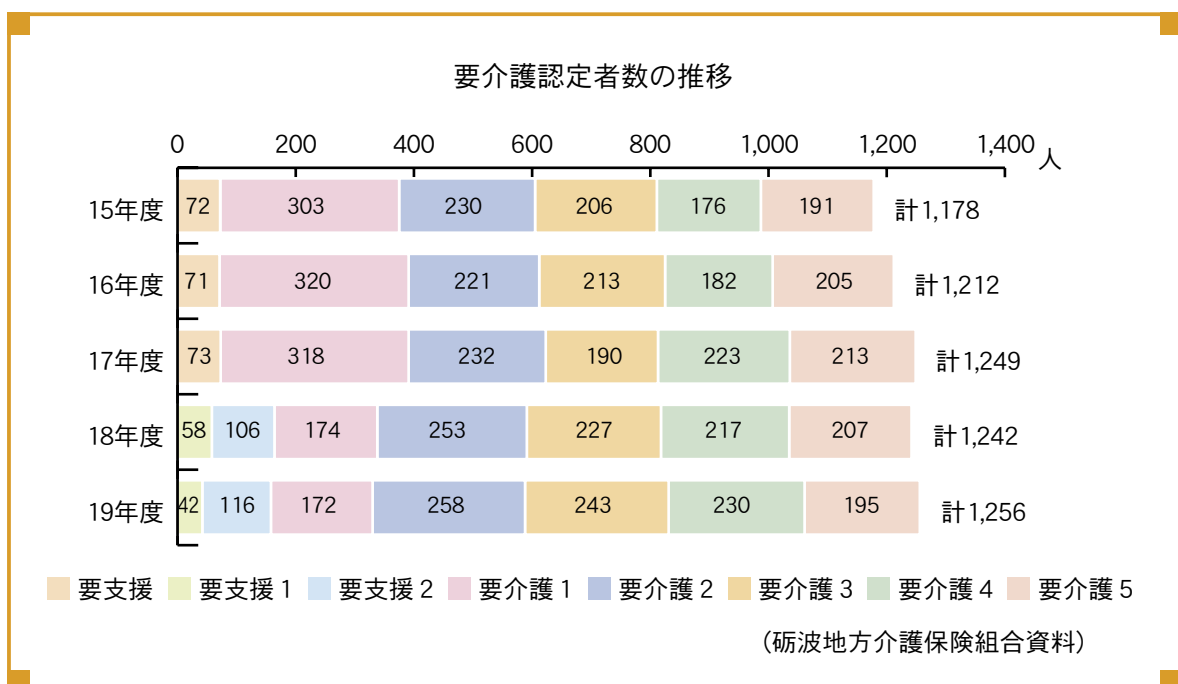
7 社会保障の充実

(1) 政策の目標

介護や保険などの公的扶助のサービスの提供により、誰もが健康で文化的な生活を送れ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

(2) 現状と課題

- 要介護認定者数は、制度開始以降、増加傾向で推移していることから、持続可能な制度とするため介護保険制度の充実が求められています。
- 高齢化が進むなかで、市民が必要なときに必要な医療の提供を受けられるよう、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の充実が求められています。
- 国民年金掛け金の未納問題などが報道されており、国民年金制度の普及・啓発が求められています。
- 生活保護世帯の自立安定を図るため、日常生活や就労相談を行っているが、生活支援制度の充実と自立の助長が求められています。



(3) 施策の方向性

施策名	施策の内容
①介護保険制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の周知と効果的な利用推進 ●砺波地方介護保険組合の運営体制の充実
②国民健康保険制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●健全で安定的な国保事業運営の推進 ●国保税納付率向上対策の推進 ●医療費適正化に向けた多受診や重複受診者への訪問指導・相談の充実 ●保健指導や疾病予防対策の強化
③後期高齢者医療制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療制度の周知徹底 ●富山県後期高齢者医療広域連合との連携体制の強化 ●事業実施主体と連携した保健指導の推進の強化 ●多受診や重複受診者への指導・相談体制の充実
④国民年金制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金の新たな対象者となる20歳の若者への意識啓発 ●国民年金加入者の納付意識向上のための年金制度の普及促進
⑤生活支援制度の充実と自立の助長	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員等との連携による相談・指導の充実 ●ヘルスワーク連絡会*等による関係機関の情報交換の推進 ●関係機関との連携強化による多様な就労機会の確保

(4) 期待する市民参加・市民と行政との協働

- 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付
- 疾病の「早期発見・早期治療」のための心掛け
- 20歳以上60歳未満の市民全員の年金制度への加入と保険料の納付

(5) 目標とする指標

指標	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (30年度)	目標設定の考え方
要介護者認定率	高齢者人口に対する要介護の認定を受けている者の割合 (要介護者／高齢者数)	12.1% (平成19年度)	10%	国の「新健康フロンティア戦略」における要介護者減少目標値(平成26年)を参考として設定する。
特定健診*受診率	対象者に対する受診者の割合 (受信者／対象者)	64.8% (平成19年度基本健康診査)	80%	国における平成27年度特定健診*受診率の目標値(80%)を参考として設定する。

*ヘルスワーク連絡会：保健所、社会福祉事務所、社会福祉協議会及び医師等、生活保護支援関係機関により要生活支援者の処遇について連絡し調整すること。